

NISA（少額投資非課税制度）における非課税期間終了時の対応について

NISA を利用している場合、5年間の非課税期間が終了した後、口座内の金融商品を翌年の非課税投資枠に移す（これを、「ロールオーバー」といいます。）か、課税口座に移すか、又は売却するかを判断することになります。平成26年からNISAが開始されたので、初めて非課税期間が終了となるのが平成30年末ということとなります。そこで今回は、非課税期間終了時の対応について解説します。なお、平成29年度税制改正によりロールオーバーの上限額が撤廃され、すべての金融商品を翌年の非課税投資枠に移管することが可能となっていますので、開設当時とは税務が異なる点についてもご注意ください。

1. ロールオーバーを選択した場合の取扱い

非課税期間が終了し、翌年の非課税投資枠にロールオーバーした場合、ロールオーバーした額（非課税期間終了時の価額となります。）分だけ非課税投資枠を使い、新規に投資できる額が少なくなり、ロールオーバーした額が120万円以上の場合、非課税投資枠を使い切ることになりますので、新規の投資はできないこととなります。

2. 課税口座への移管をした場合の取扱い

非課税期間が終了したNISA口座内で保有する金融商品について、同金融機関について特定口座が開設されている場合には、特別な手続を経ずに当該特定口座に**非課税期間終了時の価額で移管**されることとなります。（別途の届出により、一般口座に移管することも可能です。）

3. パターンごとの比較

非課税期間終了時にロールオーバーする場合、課税口座へ移管する場合において、その後の値動きによって、それぞれ税務上の取扱いがどのように異なるのかを以下の4つのパターンで試算しました。なお、非課税期間終了時の利益については、非課税とされ、損失については損益通算・繰越控除は適用されない点にご注意ください。

パターン	当初の取得価額	非課税期間終了時の価額	売却時の価額(非課税期間内の売却)
①	100万円	150万円	170万円
②			110万円
③		70万円	100万円
④			60万円

パターン①

課税口座へ移管した場合	売却益20万円(170万円 - 150万円)に対して課税
ロールオーバーした場合	売却益20万円に対しては非課税
このパターンでは、課税口座へ移管した場合は、発生した売却益20万円に対して課税がされるのに対して、ロールオーバーした場合は、非課税となります。	

パターン②

課税口座へ移管した場合	売却損▲40万円(110万円 - 150万円)については、損益通算・繰越控除適用可能
ロールオーバーした場合	売却損▲40万円についてはなかったものとされ、損益通算・繰越控除不可
このパターンでは、ロールオーバーしたことにより売却損を活用することができなくなり、不利となります。	

パターン③

課税口座へ移管した場合	課税口座へ移管をしていた場合：売却益30万円(100万円 - 70万円)に対して課税
ロールオーバーした場合	売却益30万円に対しては非課税
このパターンでは、当初の取得価額100万円からは値上がりしていませんが、非課税期間終了時に取得価額は70万円となるため、売却益が発生することとなり、課税口座へ移管した場合には、発生した売却益に対して課税が生じます。	

パターン④

課税口座へ移管した場合	売却損▲10万円(60万円 - 70万円)については、損益通算・繰越控除適用可能
ロールオーバーした場合	売却損▲10万円についてはなかったものとされ、損益通算・繰越控除適用不可
このパターンでは、ロールオーバーしたことにより売却損を活用することができなくなり、不利となります。	

このように、同じ値動きでも課税口座へ移管したか、ロールオーバーしたかにより税務上の取扱いは異なることとなります。特に、パターン③のように非課税期間終了時には値下がっていて、その後、当初の取得価額に戻ったとしても、課税口座へ移管した場合は、売却益が発生することとなりますので、当初の取得価額を下回っている場合は、特に、ロールオーバーを検討してみても如何でしょうか。